

あんくるバス運行業務仕様書（安祥線・東部線・北部線）

1 適用範囲

本仕様書は、あんくるバス運行業務（安祥線・東部線・北部線）（以下「本業務」という。）に適用する。

2 目的

安城市（以下「発注者」という。）は、本業務を受託者（以下「受注者」という。）に委託し、発注者は、受注者が適切に本業務を実施するために必要な事項を定める。

3 法令等の遵守

受注者は、本業務の遂行にあたり、道路運送法、労働基準法その他関連法規及び規律を遵守し、安全な運行に努める。

4 運行計画

受注者の運行するあんくるバスのルート、ダイヤ、停留所は別紙のとおりとする。（開発や工事等、地域の事情によりこれらを変更する必要がある場合は、安城市総合交通会議で協議により決定するものとし、受注者もこれに協力するものとする。）

（１）運行期間 令和９年１０月１日から令和１４年９月３０日とする。

（２）運行日数 １，８０２日

（令和９年度１７８日、令和１０年度３６０日、令和１１年度３６０日、令和１２年度３６０日、令和１３年度３６１日、令和１４年度１８３日）

（３）運休日 １２月３０日から翌年１月３日まで（５日間）

5 事業許可・運行管理・整備管理

（１）事業計画の認可

受注者は、道路運送法第１５条に基づく事業計画の変更の認可が運行開始日まで確実に見込まれるものとする。

なお、事業計画の変更に関する陸運局への手続・経費等は受注者の負担による。

（２）運行管理・整備管理

運行管理者は、乗務員に対して安全運転等の教習・指示を行うこと。

整備管理者は、車両の適正な整備を行うこと。また、運行に使用するすべての車両は、受注者の責任により安全運行に必要な維持管理、整備、清掃等を行うこと。

6 運行車両

運行車両は、受注者が以下の仕様を満たす車両を確保するものとする。なお、長期の運行に耐用できるよう新規車両を基本とする。

（１）基本仕様

ア 小型ノンステップバス…全長７ｍ級 車椅子対応（リフトタイプ不可）、バリアフリー法対応 座席前向きタイプ 定員４０人程度

(日野自動車 HX9JLCE ポンチョ ロング2ドア都市型 同等車両)

イ 車両デザイン(ラッピング)は現在運行している車両と同等のデザインを受注者で施工すること。

(2) 共通主要機能

共通主要機能として、下記の装置・設備と同等の機能を有すること。

ア キャッシュレス決済対応

※交通系 IC カード決済、クレジットタッチ決済、決済アプリ等によるタッチ決済、QR コード決済等を想定。車内に QR コードを掲示して支払い完了画面を乗務員に見せる方法も可。カードやスマートフォンを機器にかざして決済する場合は、機器にかざしてから 1 秒以内に決済が完了するものとする。

イ 運賃箱(乗務員が施錠を解くことのできない構造のもの)

ウ 両替機

エ 冷暖房設備

オ 停留所案内用車内外放送設備

カ 音声合成装置

キ 常時録画可能なHDタイプドライブレコーダ(室内用:前方、後方・室外用:前方、側面乗降口)(映像は顔が判別できる程度以上の画質とし、運行日から最低3日間は保存しておくものとする)

ク アイドリングストップシステム

ケ アンチロックブレーキシステム

コ ノンスリップ床

サ 降車用告知ブザー

シ 方向幕(前・横・後LED式)

ス 乗降中表示灯

セ 次停名表示器

ソ 路線図

タ カーテン(UVカットガラスを採用する場合は省略可)

チ 広告枠(行政情報掲載枠)

ツ 吊革

※座席等の車内環境については、安全性・快適性を備えた仕様とする。

(3) 車椅子対応

スロープ板、車椅子固定装置、車椅子搭載跳上式シート、低位置降車合図ボタン

(4) 安城市バスロケーションシステム

安城市の実施するバスロケーションシステムの車載機を搭載すること(設置については、発注者が委託した事業者が行うものとする)

(5) 予備車両

主たる車両が点検、修理、事故時等に代車として使用する車両。

新規車両に限らないが、「6 運行車両」に示す仕様と同等の機能を有するものとする。車両デザインについては、他のあんくるバス路線と誤認しないものとする。

運行の際には、車両の前後及び側面に「あんくるバス・路線名・系統番号」がわかるよう大きく表示し、適切な案内を行う。予備車運行に関する経費はすべて受注者の負担により、運行事業費の変更は行わない。

7 運賃等

(1) 運賃の種類及び額並びに適用方法

ア 1乗車100円（未就学児童は無料）

イ 1カ月定期券 1,000円

ウ 乗り継ぎ券の利用者は、運賃を無料とする。乗り継ぎ券（タクシー車内で乗り継ぎ券を発行）は、あんくるタクシーと特定のあんくるバスを乗り継ぐ者のうち、乗り継ぐ旨を意思表示した者に配付する。

エ 安城市が発行するあんくるバス無料乗車証及び安城市が別に指定する必要書類等を提示した場合、その分の運賃は発注者が負担するものとする。

オ 安城市が実施する運転免許自主返納支援事業により運転免許を返納した方の運賃は、発注者が負担するものとする。

カ 安城市が発行する無料乗車キャンペーン券等で乗車する場合、その分の運賃は発注者が負担するものとする。

(2) 運賃は、車内において現金等により受注者が収受することを基本とし、発注者が指定する決済代行業者による運賃の収受も可とする。なお、決済代行手数料は受注者が負担するものとする。発注者が負担する運賃分については、運行負担金支払い時に受注者へ支払う。

(3) 定期券は、発注者が印刷し、受注者はこれを保管、販売する。保管枚数が少なくなった場合は、遅滞なく発注者に連絡すること。

(4) 乗務員は、車内にて定期券の販売を行う。

(5) 受注者が実施する利用促進事業に係る経費は、すべて受注者の負担による。

(6) 遅延、料金、距離等の運行にあたり必要な証明については様式等を協議の上、発注者又は受注者にて発行する。

8 運賃収入・利用状況の報告

受注者は、運賃収入および利用者数等の実績について、運行日ごとに各便の停留所ごとに記録し、日単位および月単位で発注者が指定する様式を用い、翌月の10日までに電子データで発注者に報告する。

9 乗務員について

- (1) 乗務員は、利用者に対して常に親切で責任ある適切な接客に努める。
- (2) 乗務員は、制服及び名札を着用する。これに要する経費は受注者が負担する。
- (3) あんくるバス運行上の苦情については、受注者が誠意をもって対応し、その内容等を発注者へ書面で報告する。
- (4) あんくるバスの運行に支障がないよう、受注者は、常に予備の乗務員体制をとる。
- (5) 受注者は、乗務員に対して、免許証の確認、安全運転に関する教育及び指導を定期的実施する。

10 安全教育・危機管理体制の整備

- (1) 受注者は、本業務に際し、事前に乗務員の教育・指導、危機管理に備えた体制を整えたうえで、「安全運転マニュアル」「事故対応マニュアル」「危機管理マニュアル」「苦情対応マニュアル」を作成し、発注者に提出する。
- (2) 上記マニュアルに基づき、運行を開始することとし、交通安全及び交通事故防止に努めるとともに、非常時には速やかに対応する。

11 事故等の責任及び報告

- (1) 運行に伴う法的責任は、すべて受注者が負うものとし、一般乗合旅客自動車運送約款の定めを準用してこれを賠償する。
- (2) 運行に際して遅れや事故があった場合、受注者は直ちに責任を持って適切な措置を講じるとともに、速やかに電話連絡及び処理内容を書面により発注者に報告する。

12 運行計画の変更

- (1) 天災地変、天候等やむを得ない事由により本業務の運行計画及びその他運行条件を変更する必要がある場合は、発注者と受注者で協議のうえ決定する。変更する場合は、その旨を停留所標識に掲示する等により、できる限り速やかに利用者に周知するものとする。
- (2) ルート変更等、本業務の運行計画及びその他運行条件を変更する場合は、発注者が安城市総合交通会議に諮り承認を得る。

13 停留所標識

- (1) 停留所標識は発注者により設置する。受注者は運行時等に標識の状態を確認し維持管理に努め、異常を発見した場合は速やかに発注者に報告するものとする。
- (2) 停留所標識の道路占用変更許可申請等は発注者により行う。
- (3) その他の内容については、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

14 運行負担金

本業務に係る運行事業費から、受注者が収受するあんくるバス運行に係る料金収入及び国庫補助金等その他収入を差し引いた金額を運行負担金として受注者に支払うものとする。

1 5 その他

- (1) 現在進めている安城市地域公共交通計画に掲げている事業及びその次期計画に掲げる事業に協力できる体制を整えること。
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業等の国庫補助金対象路線においては、必要書類の作成等の事務手続きを行うこと。

1 6 協議事項

この仕様書に定めのない事項、その他疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ決定する。